

市愛育手当の支給

9月期分は4〜9月分
振込日9月30日(月)

めくたさい。金融機関によっ
ては2・3日遅れることがあ
ります。次の場合はご連絡く
ださい。▽振込日以降、7日
を過ぎても振り込まれない場
合▽指定口座を変更した場合
▽子育て支援課手当助成係
(☎042-387-9839)

第3回子ども科学教室

目の錯覚を利用した不思議な立体を作ろう

時10月19日(土)午後1時30分
分4時所東京農工大学科学
博物館講義齋藤隆文さん(同大
学教授) 対小学校5・6年生
定24人(申込順) 申9月17日

午前10時から、電話、ファク
スまたはEメールで氏名・電
話番号・学校名・学年・性別
を同大学科学博物館(☎042-
388-7163 FAX 042-388-75
600) kshaku@cc.tuat.ac.j
pへ

少年少女野球教室

元・プロ野球選手が指導

時10月20日(日)午前9時
正午所上水公園運動施設グラ
ウンド(雨天は第二小学校体
育館) 講元・プロ野球選手ほ
か対市内在住・在学の小学生
定100人(多数抽選) 申10月3
日(必着)までに、往復はが
きで住所・氏名(ふりが
な)・電話番号・学校名・学
年を明記し、体育協会「少年
少女野球教室係」(〒184-0
001 関野町1-13-1 ☎042
-384-4001)へ



おとしより無料入浴デー

時9月16日(祝)午後4時
11時所ぬくい湯(貫井北町3
-4-4) 対市内在住の65歳
以上の方と小学生以下の方他
ご利用の際は、当日、浴場に
口頭で必ず申し出てください
▽介護福祉課高齢福祉係(☎
042-387-9843)

民生委員による高齢者

(75歳・80歳) 訪問

高齢者の実態を把握し、必
要に応じて近隣協力者等が見
守る支援のネットワークを組
み、地域での高齢者に対する
福祉協力体制の整備を目的と
しています。

民生委員が対象年齢者宅を
訪問して、ひとり暮らしの方
等、見守り支援が必要な方
は、ご本人の意思を確認のう
え個人票を作成します。(す
でに個人票を作成している方
は除きます)

今回、民生委員が訪問しな
い方でも、不安のある方は介
護福祉課にご連絡ください。
民生委員には守秘義務があ
るため個人情報を守られま
す。安心してご相談ください。
■訪問期間9月18日(水)か
ら約1か月間対▽昭和18年9
月16日〜19年9月15日に生ま
れた方▽昭和13年9月16日〜
14年9月15日に生まれた方▽
平成30年9月1日〜令和元年
8月31日に転入した方で、昭

避難行動要支援者支援事業

和18年9月1日以前に生まれ
た方 介護福祉課包括支援係
(☎042-387-9845)

市では、災害時等に自力で
避難することが困難で、家族
等の支援を受けられない高齢
者や障がいのある方等を「避
難行動要支援者」として、避
難行動要支援者名簿を作成し
ています。

同名簿の作成にあたり、9
月18日(水)から、約1か月
間、民生委員が新規登録対象
者となる高齢者宅を訪問する
等、特に災害時等の支援が必
要であると認められた方を同名簿
に登録をしています。なお、
登録対象者のうち、昨年度ま
でに対象となり訪問を受けた
方は、今回訪問しません。

同名簿は、災害に備えた地
域の協力体制づくりのために
必要な情報として、市の関係
部署、消防署、民生委員・児
童委員等関係機関と共有して
います。

■名簿登録対象者市内在住で
施設に入所している方を除
く次のいずれかに該当する方
▽75歳以上のひとり暮らしの
方および75歳以上の高齢者の
みの世帯の方等で、民生委
員・児童委員が行う高齢者地
域福祉ネットワークに登録し
ている方▽要介護認定で要介
護3〜5の方▽身体障害者手
帳1・2級の方▽愛の手帳
1・2度の方▽精神障害者保
健福祉手帳1・2級の方▽右
記に準ずる状態の方で、市に
申請を行った方 ■登録申請登
録対象者で登録を希望する方

は、地域福祉課へご連絡くだ
さい。調査を行い、特に災害
時等の支援が必要と認める場
合は、名簿に登録します ■削
除申出登録者の方で、継続登
録を希望しない方は、登録削
除の申し出をしてください

避難行動要支援者支援事業

モデル地区事業を実施中

市では、避難行動要支援者
に対して、地域の皆さんに支
援者となっていたいただき、見守
りや安否確認、避難支援の体
制を整備して、安心して暮ら
せるまちづくりをめざすた
め、モデル地区事業を実施し
ています。

支援者と要支援者本人等
で、要支援者の基本的な事項、
特有の状況、かかりつけ医や
緊急連絡先、留意事項など安
否確認や避難支援に必要な情
報を記載した個別支援プラン
を作成するなど、避難行動要
支援者支援事業に関するモデ
ル地区となっていたいただける自
治会、マンション管理組合等
を募集しています。

現在、7地区の自治会、自
主防災会等にモデル地区とし
てご協力いただいています。
※モデル地区によって支援の
仕方は異なります

■モデル地区▽貫井南町東自
治会・自主防災会▽小金井貫
井住宅自治会▽貫井南町西自
治会・自主防災会▽弁天通り
自治会・防災会▽貫井坂下中
組自治会・貫井南町中自主防
災会▽グリーンタウン小金井
自治会▽前原町二丁目町会・
自主防災会

◇共通◇
■地域福祉課地域福祉係(☎
042-387-9915)

10月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜〜金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二 庁舎1階☎042-387-9818)	高齢者介護相	月曜〜土曜日 午前9時〜午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談 (English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です	高齢者向け 住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支 援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包 括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括 支援センター いずれも午後1時15分〜5時15分 ※電話で各地域包括支援センター へ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400) ▷小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
法律相談	10月1・3・8・10・15・ 17・24・29・31日	午前9時 〜正午 ▷法律相談、交通事故相談は、 9月17日から、直接または電話で 受け付け 法律相談は各日とも6人	木造住宅 耐震相談	第2木曜日 午後1時30分〜4時30分	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください
税務相談	10月9・23日	いずれも午後1時30分から	シルバー人材 センター 入会相談	第1・第2木曜日(祝日を除く) 午前10時〜正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター (貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
人身の上相談	10月21日		福祉サービス 苦情・相談	水曜日 午後1時〜5時	福祉オンブズマン事務局 (市役所第二庁舎8階802会議室☎FAX=042- 383-1225) へ予約してください
建築・登記・ 表示登記相談	10月2日		創業相談 店舗・事務所 物件探し相談	月曜〜金曜日 午前10時〜午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまた は電話(☎0422-31-2040)で予約してく ださい
行政相談	10月17日		生活困窮者 自立相談	月曜〜金曜日 午前8時30分〜午後5時	自立相談サポートセンター (本町5-36-17 ☎042-386-0295)
相続等暮らしの 書類作成相談	10月16日		ひきこもり 相談	第4火曜日 午前10時30分〜午後1時	▷自立相談サポートセンター (本町5-36-17 ☎042-386-0295) ▷予約制(1日2組まで)
交通事故相談	10月8日				
年金・労務・成 年後見制度相談	10月1日				
女性総合相談 (夫婦・家族・ 人間関係)	10月4・10・11・18・25日 午後1時30分〜4時30分 ※保育あり(1歳以上の未就学児。要 事前申込)	▷ところ=市民相談室 ▷企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853) へ予約し てください			
ひとり親・ 女性相談	月曜〜金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課(市役所第二庁舎 3階☎042-387-9836)			
教育相談	月曜〜土曜日 午前9時〜午後4時30分	教育相談所(本町6-5-3シ ャター小金井別館3階☎042- 384-2508)			
消費生活相談	月曜〜金曜日 午前9時30分〜午後4時 (正午〜午後1時を除く)	経済課(市役所第二庁舎4階☎ 042-384-4999)			
労働相談	月曜〜金曜日 午前9時〜午後5時	労働相談情報センター国分寺事 務所(国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			